

(第45条第9号関係)

附属書2 認証契約書及び認証マーク等表示管理要綱モデル

認証マーク等の表示の使用許諾に係る契約書

〇〇〇〇（認証取得予定者名）（以下「甲」とい。）と一般財団法人日本繊維製品品質技術センター（以下「乙」という。）は、乙の認証した甲の製品に係る認証マーク等の表示に関する乙の甲に対する使用許諾について、次のとおり契約する。以下において、この契約は、「本認証契約」という。

（用語の意味）

第1条 本認証契約に使用する主な用語の意味は、次による。

(1) 製品

甲が製造する製品であって、本認証契約の対象となるもの

(2) 製造工場

製品を製造する一つ又は複数の工場又は事業場で、当該認証に係る品質管理体制の審査が必要とされる工場又は事業場の総称

(3) 初回工場審査

甲から認証の申請のあった製品を製造する製造工場の品質管理体制について、乙が該当する基準に適合しているかどうかを確認するために行う工場審査

(4) 初回製品試験

甲から認証の申請のあった製品が該当する日本産業規格に適合するかどうかを審査するためには乙が行う製品試験

(5) ロット

特定の個数又は量の製品

(6) 認証書

甲の製品が認証されていることを証明する乙が甲に交付する文書

(7) 認証マーク等

次の1)及び2)の表示の総称で、本認証契約において、具体的に定めるもの

1) 認証マーク（鉱工業品及びその加工技術に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令（以下「省令」という。）第1条第1項及び第2項に規定する様式の表示）、適合する日本産業規格の番号、適合する日本産業規格の種類又は等級及び乙の名称又は略号

2) 1)の表示に付記する表示で、日本産業規格に定められた表示事項、認証取得者の氏名、名称又は略号、製造の時期又は略号、製造業者の名称又は略号、製造工場の名称又は略号（製造工場が複数の場合は、その識別表示）、ロット認証の場合にあってはその識別番号（製造番号等ロットが確実に識別できる記号。以下同じ。）その他乙が必要とする事項のうち該当するもの。

(8) 認証維持審査

乙が甲の認証を維持するかどうかを判断するために行う措置。初回工場審査に対応する認証維持工場審査及び初回製品試験に対応する認証維持製品試験で構成される。

(9) 国が定める認証の基準

1) 産業標準化法の次の条項に規定するもの

イ 第30条第1項及び第2項並びに第31条第1項（表示）

ロ 第30条第3項及び第31条第2項（認証に係る審査の方法）

(報告の義務)

第7条 ○○は、第3条の実証に係る試験装置、試験の手順及び試験員に変更が生じた場合は、遅滞なくQ T E Cへ報告しなければならない。

(再調査)

第8条 Q T E Cは、前条の報告について調査し、必要と認める場合は、第3条の試験所(名称)についてJIS Q 17025の該当する要求事項への適合性実証のための現地調査を改めて行う。

(事故処理)

第9条 本契約に基づく委託業務の遂行に支障をきたすおそれがある事態が生じた場合は、速やかに相手方に連絡するとともに、双方協力してその解決にあたる。

(瑕疵及び損害賠償)

第10条 委託業務の実施結果に○○の責に帰すべき事由による瑕疵が発見された場合は、○○は、双方協議の上決定した期日までに無償で再試験を実施する。

2 本契約の履行に関し、Q T E C又は○○が重大な損害を被った場合は、直接かつ現実に被った範囲内において、損害賠償を相手方に請求することができる。

(不可抗力)

第11条 天災事変、争議行為その他不可抗力により本契約の全部又は一部の履行の遅延又は不能が生じた場合は、双方は共にその責を負わない。

(解約)

第12条 ○○の第3条の試験所(名称)が第8条の再調査において不適合となった場合は、不適合となった日をもって本契約は、解約になる。

2 双方は、本契約期間中であっても3ヶ月前の予告期間をもって本契約を解約することができる。

3 前2項の解約において、双方は相手方に対し、その事業に損害が生じないよう配慮しなければならない。

(契約期間)

第13条 本契約の有効期間は、本契約締結の日から3年とする。

(協議事項)

第14条 本契約に定めのない事項及び本契約各条項の解釈に疑義が生じた場合は、双方互いに信義・誠実の原則に従い、協議・決定する。

本契約が成立したことを証するため、本契約書2通を作成し、双方各1通を保有する。

年　　月　　日

一般財団法人日本繊維製品品質技術センター
理事長（氏名）

名称
印
代表者（役職、氏名）
印

ハ 第45条第2項（認証の業務の方法の基準）

2) 省令の次の条項に規定するもの

イ 第1条（表示）

ロ 第2条（品質管理体制の審査の基準）

ハ 第9条及び第10条（認証に係る審査の実施時期及び頻度）

ニ 第11条から第13条まで（認証に係る審査の方法）

ホ 第14条（認証に係る公表の基準）

ヘ 第15条及び第16条（違法な表示等に係る措置の基準）

ト 第18条（認証契約の内容に係る基準）

チ 第19条（申請者又は認証取得者に対する通知の基準）

リ 第20条（認証に係る秘密の保持に係る基準）

3) JIS Q 1001（適合性評価－日本産業規格への適合性の認証－一般認証指針）

(10) 乙が定める認証の基準

乙が前号に基づいて定めた認証の業務の方法等の基準で、登録認証業務品質マニュアル及び個別審査事項等のその下位文書（以下「業務規程」とい。）において定める。

(11) 個別審査事項

乙が製造工場の審査のために登録区分の日本産業規格又は認証の区分ごとに定める基準

（権利及び義務）

第2条 乙が産業標準化法の該当する規定に基づいて認証した甲の製品は、該当する日本産業規格及び個別審査事項（以下「日本産業規格等」という。）に継続的に適合し、甲は乙から連絡を受けたときの適切な変更の実施を含めて、常に当該製品を製造する甲の製造工場の品質管理体制が省令に規定する品質管理体制の基準及びJIS Q 1001 附属書Bに定める品質管理体制の基準（以下単に「品質管理体制の基準」という。）に適合する。

2 甲は、認証書に記載されている認証の範囲において、本認証契約に基づき認証マーク等の表示の使用について許諾される。

3 甲は、乙が初回製品試験において該当する日本産業規格への適合性を確認するために供した試験用製品と同一条件において、認証を行っている製品が製造されることを確保しなければならない。

4 甲は、乙から認証を受けていることを広告その他の方法で第三者に表示し、又は説明する場合には、認証を受けた製品と認証を受けていない製品が混同されないようにしなければならない。

5 甲は、前2項のほか次の各号の事項を遵守しなければならない。

(1) 乙の評価を損なうような認証マーク等の表示の使用をしないこと。

(2) 誤解を招く、又は認証範囲を逸脱すると乙が判断する認証に係る表明をしないこと。

(3) 認証の一時停止又は取消しの場合は、認証について言及しているすべての宣伝・広告等を中止し、乙の要求に応じて認証書を返納すること。

(4) 認証に関する文書及び報告書を甲が他者に提供する場合、全部を複製し、誤解を招くような方法で使用しないこと。

(5) 文書、宣伝、広告その他の媒体で認証について述べる場合は、乙の要求事項に従うこと。

(6) 認証範囲と整合した、認証に関する表明を行う。

6 甲は、乙が甲の業務が適切に行われているかどうかを確認するために行う次の各号の

行為を拒否又は妨げてはならない。

- (1) 乙が甲に対して行う報告の請求
- (2) 乙が甲の製造工場その他必要な場所に立ち入って行う認証に係る製品若しくはその原材料又はその品質管理体制の審査(工場審査及び製品試験)に必要な事項
 - 1) 認証を受けようとする又は受けた製品に関係のある文書の調査
 - 2) 認証を受けようとする又は受けた製品に関係のある記録の閲覧
 - 3) 認証を受けようとする又は受けた製品に関係のある場所への立ち入り
 - 4) 認証を受けようとする又は受けた製品に関係のある要員への面接
 - 5) 認証を受けようとする又は受けた製品に関係のある苦情の調査
 - 6) その他認証を受けようとする又は受けた製品に関係のある事項であって、審査員が初回会議において協力を依頼する事項
 - 7) 該当する場合、オブザーバの参加

(認証マーク等の表示の使用許諾の条件及び範囲)

- 第3条 甲は、前条各項の規定に適合している限り、次条の規定による本認証契約の有効期間中において、乙が認証した製品の本体、容器、包装又は送り状等への認証マーク等の表示の使用について許諾される。
- 2 甲は、認証マーク等の表示の使用に責任をもち、管理は、乙が本認証契約とともに定める「認証マーク等表示管理要綱」に基づかなければならぬ。
 - 3 甲は、乙が認証した製品に認証マーク等の表示を使用する場合は、当該製品が該当する日本産業規格に適合することを甲が実施する試験又はその他の適切な方法によって確認しなければならない。
 - 4 甲は、乙が認証した製品に認証マーク等の表示を使用したときは、その数量及び時期を記録しなければならない。

(認証契約の有効期間)

- 第4条 本認証契約の有効期間は、本認証契約の締結の日から第17条若しくは第19条の規定に基づく認証の取消し又は第26条の規定に基づき本認証契約が解除されない限り、有効とする。

(試験用製品の提供)

- 第5条 甲は、乙から認証を行うため、又は認証を維持するため、必要であるとして試験用製品の提供を求められた場合は、これを無償で提供する。
- 2 甲は、前項で提供した試験用製品に乙の試験等によって製品として使用できないような損傷が生じても、乙に対し一切その責任を求めない。

(認証維持審査)

- 第6条 乙は、甲の認証書に記載された製品及び製造工場に対して、本認証契約に基づいて認証維持審査を行う。

定期的な認証維持審査は、第3項に規定する臨時の認証維持審査の実施の有無にかかわらず、初回認証契約締結の日から起算して3年ごとに1回行う。また、2回目以降の定期的な認証維持審査（工場審査）は、前回の定期的な認証維持審査の工場審査日から起算して3年以内に行う。ただし、登録認証機関が、鉱工業品又はその加工技術の認証の全部又は一部の取消しを受けた者に対して再び当該取消しを受けた鉱工業品又はその

加工技術の認証を行った場合には、当該認証を行った後3年間は1年ごとに1回以上の頻度で行うこととする。

- 2 乙は、原則として、甲に予告なしに認証維持審査を行う。ただし、乙が認証維持審査の目的を損なうことがないと認める場合は、甲に実施日程を予告することができる。
- 3 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、甲に対し臨時の認証維持審査を行うことができる。
 - (1) 甲が認証された製品の仕様を変更し、若しくは追加し、又は品質管理体制を変更しようとしたとき。ただし、乙が当該変更により当該製品が該当する日本産業規格等に適合しなくなるおそれがないと、判断したときを除く。
 - (2) 該当する日本産業規格等の改正により、乙が認証した甲の製品が当該日本産業規格等に適合しなくなるおそれがあると判断したとき、又は甲の品質管理体制を変更する必要があると判断したとき。
 - (3) 乙が第三者から次のいずれかの申し立てを受け、その蓋然性が高いと判断したとき。
 - 1) 甲の製品が該当する日本産業規格等に適合しない旨
 - 2) 甲の品質管理体制が品質管理体制の基準に適合しない旨
 - (4) 乙が甲に対し、第17条の請求を取り消す旨の通知を行ったとき。
 - (5) 前各号のほか、乙が次のいずれかの事実を把握したとき。
 - 1) 認証された甲の製品が該当する日本産業規格等に適合していない事実
 - 2) 甲の品質管理体制が品質管理体制の基準に適合していない、又は適合しないおそれがある事実
- 4 甲は、乙が認証維持審査の目的を達成するために行う次の各号の行為を拒否してはならない。
 - (1) 原則として製造工場の就業時間内に、乙が必要とする当該製造工場その他必要な場所へ立ち入ること。
 - (2) 認証された製品に関する社内規格及び管理記録並びに通常の製造工程中で実施された認証された製品の適合性評価に係る測定、試験及び／又は検査の記録を閲覧すること。
- 5 乙は、認証維持審査の実施に際して、甲の製造工場の従業員に適用されている安全規則を遵守する。
- 6 乙は、甲に対し認証維持審査を行った場合は、認証を継続するか否かを決定し、その結果を甲へ通知する。
- 7 甲は、認証維持審査に係る費用を負担する。

(認証の区分の追加又は変更の措置)

第7条 乙が認証した製品及びその製造工場に関し、甲が次の各号の変更又は追加を行おうとする場合は、甲及び乙は、それぞれ各号に定める手続を行う。

- (1) 認証の区分の追加
 - 1) 甲は、乙に対し、事前に認証の区分の追加を申請する。
 - 2) 乙は、遅滞なく当該追加部分に係る初回工場審査及び初回製品試験を行う。
 - 3) 乙は、認証の決定をしたときは、その旨を甲に通知し、本認証契約の変更又は新たな認証契約を締結し、旧認証書を回収し、新たな認証書を交付する。
- (2) 認証の区分の中での製造工場の変更又は追加
 - 1) 甲は、乙に対し、事前に当該製造工場の変更又は新たな製造工場の追加を申請する。
 - 2) 乙は、遅滞なく当該変更又は追加部分に係る初回工場審査及び初回製品試験を行う。
 - 3) 乙は、認証の決定をしたときは、その旨を甲に通知し、本認証契約の変更又は新たな認証契約を締結し、旧認証書を回収し、新たな認証書を交付する。

- (3) 認証の区分の中での日本産業規格に定められた種類又は等級の変更又は追加
- 1) 甲は、乙に対し、事前に当該種類又は等級の変更又は追加の申請をする。
 - 2) 乙は、遅滞なく当該変更又は追加部分に係る初回工場審査及び初回製品試験を行う。
ただし、乙は、適切と判断した場合は、初回工場審査及び初回製品試験の一部を省略することができる。
 - 3) 乙は、認証の決定をしたときは、その旨を甲に通知し、本認証契約の変更又は新たな認証契約を締結し、旧認証書を回収し、新たな認証書を交付する。
- (4) 認証の区分の中での製品の変更又は追加
- 1) 甲は、乙に対し、事前に製品の追加又は変更の申請をする。
 - 2) 乙は、遅滞なく当該変更又は追加部分に係る初回工場審査及び初回製品試験を行う。
ただし、乙は、適切と判断した場合は、初回工場審査及び初回製品試験の一部を省略することができる。
 - 3) 乙は、認証の決定をしたときは、その旨を甲に通知し、本認証契約の変更又は新たな認証契約を締結し、旧認証書を回収し、新たな認証書を交付する。

(日本産業規格等、国が定める認証の基準又は乙の定める認証の基準の変更の場合の措置)

- 第8条 乙は、甲の認証に係る日本産業規格等が改正された場合は、速やかに甲に対してその旨を通知するとともに、当該改正により乙の認証した甲の製品が日本産業規格等に適合しなくなるおそれがあるとき、又は甲の品質管理体制を変更する必要があると判断したときは、その旨を甲に通知したうえで、甲に対し臨時の認証維持審査を行う。
- 2 乙は、国の定める認証の基準又は乙の定める認証の基準が変更された場合は、速やかに甲に対してその旨を通知するとともに、当該変更により乙の認証した甲の製品が日本産業規格等に適合しなくなるおそれがあるとき、又は甲の品質管理体制を変更する必要があると判断したときは、その旨を甲に通知したうえで、甲に対し臨時の認証維持審査を行う。

(認証の公表等)

第9条 乙は、甲の製品に係る認証を行った場合は、遅滞なく次の各号の事項を乙の事務所（本部、東日本事業所及び西日本事業所。以下同じ。）で業務時間内に公衆の閲覧に供し、及び乙のホームページを利用して閲覧に供す。公表の期間は、本認証契約が終了するまで（現に製造されたロット認証のときは、本認証契約が締結された期日から1年間）とする。

- (1) 認証契約を締結した期日及び認証番号
- (2) 甲の氏名又は名称及び住所
- (3) 認証に係る日本産業規格の番号及び日本産業規格に規定されている場合は種類又は等級
- (4) 認証に係る製品の名称
- (5) 認証の区分（日本産業規格と同一な場合は、省略できる。）
- (6) 認証に係る製造工場の名称及び所在地（現に製造されたロット認証の場合及び全数について初回製品試験を行う場合を除く。）
- (7) 認証した製品に関し表示する事項及びそれに付記する事項並びにそれらの表示の方法
- (8) 現に製造された製品の個数又は量並びに当該製品又はその包装、容器若しくは送り状に付されているロットの識別番号及びその表示方法（現に製造されたロット認証に適用する。）
- (9) 認証に係る法の根拠

2 乙は、甲の製品に係る認証の全部又は一部を取り消した場合又は認証マーク等の使用の停止請求を行った場合は、直ちに次の各号の事項を乙の事務所で業務時間内に公表するとともに、乙のホームページを利用して公表する。公表の期間は、当該認証の取り消しの期日から1年間とする。認証マーク等の使用の停止請求を行った場合は、次のいずれかの期日とする。

一請求を取り消す旨の通知を行った日

一認証の取消しを行った日

一認証契約が終了した日

- (1) 認証を取り消した又は認証マーク等の使用の停止請求を行った期日及び認証番号
- (2) 取り消した又は認証マーク等の使用の停止請求を行った（以下、「取消し等を行った」という。）認証に係る甲の氏名又は名称及び住所
- (3) 取消し等を行った認証に係る日本産業規格の番号及び日本産業規格に規定されている場合は 種類又は等級
- (4) 取消し等を行った認証に係る製品の名称
- (5) 取消し等を行った認証の区分（日本産業規格と同一の場合は、省略できる。）
- (6) 取消し等を行った認証に係る製造工場の名称及び所在地（現に製造されたロット認証の場合及び全数について製品試験を行う場合を除く。）
- (7) 取消し等を行った認証に係る製品に関し表示する事項及びそれに付記する事項並びにそれらの表示の方法
- (8) 取消し等を行った認証に係る現に製造された製品の個数又は量並びに当該製品又はその包装、容器若しくは送り状に付されているロットの識別番号及びその表示方法（現に製造されたロット認証に適用する。）
- (9) 取消し等を行った認証に係る法の根拠条項
- (10) 取消し等を行った理由

3 乙は、甲の製品に係る認証契約が終了した場合は、遅滞なく次の事項を乙の事務所で業務時間内に公表するとともに、乙のホームページを利用して公表する。公表の期間は、本認証契約が終了した期日から1年間とする。

- (1) 認証契約が終了した期日及び認証番号
- (2) 甲の氏名又は名称及び住所
- (3) 終了した認証契約に係る日本産業規格及び日本産業規格に規定されている場合は種類又は等級
- (4) 終了した認証契約に係る製品の名称
- (5) 終了した認証契約に係る認証の区分（日本産業規格と同一の場合は省略する。）
- (6) 終了した認証契約に係る製造工場の名称及び住所
- (7) 終了した認証契約に係る製品に関し表示する事項及びそれに付記する事項並びにそれらの表示方法
- (8) 終了した認証契約に係る法の根拠条項

4 乙は、甲の製品に係る認証の全部又は一部を一時停止した場合は、公表している事項を修正する。

（損害に対する責任）

第10条 乙は、認証維持審査及び第7条各号の規定に基づく審査に際し、甲に生じた損害については、乙に故意又は過失があった場合を除き、その責任を負わない。

(第三者への登録認証業務の委託)

第11条 乙は、甲の同意を得て、甲の認証に係る登録認証業務の一部を第三者に委託することができる。

(承継)

第12条 甲は、乙が行った認証に係る事業の全部を甲が指定する第三者に譲渡する場合又は甲について相続、合併若しくは分割（当該事業の全部を承継させるとき限る。）がある場合には、甲は、事前に書面による乙の同意を得て、当該認証の全部を承継させることができる。

2 甲は、前項の承継を行った場合は、速やかに乙にその旨を届け出なければならない。

(苦情等の処理)

第13条 甲は、乙が認証した製品につき、第三者から苦情の申立てを受けた場合又は甲と第三者との間において紛争が生じた場合は、甲の責任と負担においてその解決を図る。

2 前項の場合において、乙が第三者に損害賠償その他の負担をしたときは、甲は、乙の求償に応じる。

3 乙は、第1項の第三者からの苦情又は紛争に係る問題点等に関連して、認証した製品の該当する日本産業規格等への適合性及び認証に係る甲の製造工場の品質管理体制の品質管理体制の基準への適合性の確認並びに当該問題点に関連する原因の究明、是正措置及び予防措置が適切に行われるよう、甲に協力する。

4 甲は、当該苦情又は紛争の内容、処理の方法、その問題点等の原因の究明、是正措置及び予防措置の結果を記録する。

5 甲は、乙から請求があった場合は、前項の記録を乙に閲覧させなければならない。

6 乙が認証した甲の製品に対する第三者からの苦情の申し立てを乙が受けた場合は、乙はこれを甲に通知する。

(機密の保持)

第14条 乙は、甲の認証に関連して知り得た認証した製品及びその製造に関連する一切の情報については、登録認証業務に限って使用するものとし、他の目的に使用し、又は甲の承諾若しくは関連する法令に基づく等の正当な理由なくして第三者に漏洩してはならない。ただし、次の各号の情報は、除く。

- (1) 本認証契約の締結時に公知であった情報
- (2) 本認証契約の締結後に乙の故意又は過失によらず公知になった情報
- (3) 乙が第三者から適法に取得した情報

(認証マーク等の誤用の場合の措置)

第15条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合は、甲に対し当該事項の是正及び予防措置を講じるよう請求する。

- (1) 乙が認証した製品以外の製品又はその包装、容器若しくは送り状に、認証マーク等の表示又はこれと紛らわしい表示を付しているとき。
 - (2) 乙が認証した製品以外の製品の広告に、当該製品が認証を受けていると誤解されるおそれのある方法で、認証マーク等の表示又はこれと紛らわしい表示を使用しているとき。
 - (3) 甲に係る広告に、乙の認証に関し、第三者に誤解されるおそれのある内容があるとき。
- 2 乙は、前項の請求を期限を定めて行う。ただし、乙が適当と認める場合は、当該期限

を延長することができる。

- 3 乙は、甲から前項の期限（延長した場合を含む。）までに措置が完了した旨の報告がされなかった場合は、第17条第3号の規定に基づき、必要な措置を講じる。

（是正及び予防措置）

第16条 乙は、甲の製造工場の品質管理体制について、品質管理体制の基準又は乙が定める審査の基準への不適合があった場合は、甲に対し当該不適合のは是正及び予防措置を講じるよう請求する。

- 2 乙は、前項の請求を期限を定めて行う。ただし、乙が適当と認める場合は、当該期限を延長することができる。

- 3 乙は、甲から前項の期限（延長した場合を含む。）までに措置が完了した旨の報告がなされなかった場合は、第17条第3号の規定に基づき、必要な措置を講じる。

（認証された製品が日本産業規格等に適合しない場合の措置）

第17条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、甲の認証を取り消すか、又は速やかに甲に対して認証マーク等の表示（これと紛らわしい表示を含む。）の使用の停止を請求するとともに、甲が保有する認証マーク等の表示（これと紛らわしい表示を含む。）を付している製品であって、該当する日本産業規格等に適合していないものを出荷しないよう請求する。

- (1) 乙が認証した甲の製品が日本産業規格等に適合しないとき。
(2) 乙の認証に係る甲の製造工場の品質管理体制が品質管理体制の基準又は乙が定める審査の基準に適合しない場合であって、その内容が乙が認証した製品が日本産業規格に適合しなくなるおそれがあるとき、その他重大なものであるとき。
(3) 乙の第15条第1項又は前条第1項の規定に基づく請求に対し、甲が適確に、又は速やかに応じなかつたとき。

（認証マーク等の使用の停止に係る措置）

第18条 乙は、前条の規定に基づく請求をする場合は、甲に対し次の各号に掲げる事項を記載した文書によって通知する。

- (1) 請求の対象となる甲の製造工場及び製品の範囲
(2) 請求する日からその請求を取り消すまでの間に、甲に対し乙が認証した製品又はその包装、容器若しくは送り状に、認証マーク等の表示（これと紛らわしい表示を含む。）を付してはならない旨
(3) 甲が保有する認証マーク等の表示（これと紛らわしい表示を含む。）の付してある製品であつて、かつ、該当する日本産業規格等に適合しないものを出荷してはならない旨
(4) 請求の有効期間
(5) 請求の有効期間内に乙が認証した製品が該当する日本産業規格等に適合しなくなった原因を是正し、又は甲の製造工場の品質管理体制を品質管理体制の基準若しくは乙が定める審査の基準に適合するよう是正し、及び必要な予防措置を講じる旨
2 乙は、認証マーク等の使用の停止を行った場合は、前項の通知後直ちに、公表している事項のうち、該当する部分を修正しなければならない。
3 乙は、適切と判断した場合は、前項第4号の期間を延長することができる。
4 乙は、第1項第5号の措置が講じられたことを確認した場合は、甲に対し速やかに文書により、前条の規定に基づく請求を取り消すことを通知する。
5 乙は、第1項第4号の有効期間（延長した場合を含む。）内に第1項第5号の措置が

講じられなかった場合は、甲の認証を取り消す。

(認証の取消し)

第19条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、甲の認証のすべてを取り消す。

- (1) 甲が乙による認証維持審査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
- (2) 乙が第17条の規定に基づく請求をした場合であって、請求の有効期間（延長した場合を含む。）内に乙が認証した製品又はその包装、容器若しくは送り状に、甲が認証マーク等の表示（これと紛らわしい表示を含む。）を付したとき。
- (3) 乙が第17条の規定に基づく請求をした場合であって、その請求の有効期間（延長した場合を含む。）内に甲が保有する認証マーク等の表示（これと紛らわしい表示を含む。）を付してある製品であって、該当する日本産業規格等に適合しないものを、甲が出荷したとき。

2 乙は、前項及び前条第4項の規定に基づく認証の取り消しのほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、甲の認証を取り消すことができる。

- (1) 甲が乙に対する債務決済（認証のために必要とされる費用等）を支払い期日までに履行できないとき。

(2) 甲が本認証契約に違反したとき。

3 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合、甲の認証を失効するものとし、本認証契約を解除し、第20条及び第21条に基づき、認証の取消しに係る措置を行うものとする。

- (1) 甲が認証機関の切り替えや認証維持審査を受検しない旨を乙に申し出た場合等であって、乙が書面による認証維持審査に関する意向確認を行い、当該書面に定められた期日までに甲から認証維持審査の申し込み、又は、認証維持に関する意向確認に対する回答がない場合。
- (2) 甲が事業廃止又は甲が支払いの停止又は破産宣言、特別清算、民事再生、会社整理若しくは会社更生の申立てを受け又は自ら申し立てたときに該当することが疑われる場合であって、乙が書面による認証の維持に関する意向調査を行い、当該書面に定められた期日までに甲から回答がない場合。

(認証の取消しに係る措置)

第20条 乙は、甲の認証を取り消す場合は、甲に対し次の各号の事項を記載した文書によって通知する。

- (1) 当該認証を取り消す期日
- (2) 異議申立てができる旨

2 乙は、甲から前項の通知について異議申立てを受けたときは、これに適切に対応し、改めて認証の可否を決定する。

第21条 乙は、甲の認証を取り消す場合は、甲に対し当該取り消した認証に係る製品又はその包装、容器若しくは送り状に付された認証マーク等の表示（これと紛らわしい表示を含む。）を除去し、又は抹消するよう請求する。

(乙に対する甲のその他の通知義務)

第22条 甲は、本認証契約の該当する条項で定めている場合のほか、次の各号に該当する変更の場合は、速やかに乙に報告しなければならない。

- (1) 企業形態
- (2) 認証取得者の氏名又は名称及び住所

- (3) 認証に係る製造工場の名称及び所在地
- (4) 組織及び経営層（例えは、品質管理責任者、製造組織又は経営者の変更等）
- (5) 認証に係る製造工場の品質管理体制（品質マネジメントシステムの重大な変更）
- (6) 認証に係る製品の長期間継続生産中止

（甲に対する乙のその他の通知義務）

第23条 乙は、本認証契約の該当する条項に定めている場合のほか、次の各号に該当する場合は、それぞれ各号に定める時期に、甲に通知しなければならない。

- (1) 乙が事業の全部を第三者に承継させるとき。 承継させる日まで。
- (2) 乙の事務所の所在地を変更しようとするとき。 変更する日まで。
- (3) 乙が登録認証業務の全部若しくは一部を休止し、又は廃止しようとするとき。 休止又は廃止しようとする日の6ヶ月前まで。
- (4) 乙が経済産業大臣から登録の取消し又は登録認証業務の全部若しくは一部の停止を命じられたとき。 直ちに。
- (5) 乙が経済産業大臣から前号の処分に係る聽聞の通知を受けたとき。 直ちに。
- (6) 乙の行っている認証に係る日本産業規格等が改正されたとき。 直ちに。
- (7) 乙の行っている認証に係る品質管理体制の基準又は乙が定める品質管理体制の審査の基準が改正されたとき。 直ちに。

（甲の乙に対する異議申立て）

第24条 甲は、乙が甲対して講じた措置について、異議申立てを行うことができる。

2 乙は甲から異議申立てがあった場合は、適切に措置しなければならない。

（認証に係る費用）

第25条 甲が乙に支払う認証及び認証維持のための手数料及び費用は、乙の業務手数料規程及び出張旅費規程の規定による。

2 手数料及び費用の収納の方法は、乙の登録認証業務品質マニュアルの規定による。

（認証契約の解除）

第26条 甲は、乙に書面により通知することにより、本認証契約を解除することができる。この場合において本認証契約は、甲の書面による通知が乙に到達した日の30日後に終了する。

2 乙は、甲に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、本認証契約を解除することができる。

- (1) 第17条、第18条又は第19条の規定に基づき甲の認証を取り消したとき。
- (2) 甲に乙との間の信頼関係を破壊する行為があったとき。
- (3) 甲が支払いの停止を受け、又は破産宣言、特別精算、和議、会社整理若しくは会社更生の申し立てを受け、又は自ら申し立てたとき。

（不可抗力による認証契約の終了）

第27条 天災地変その他の不可抗力により、乙の登録認証業務の遂行が不可能になった場合は、本認証契約は、当然に終了する。

（本認証契約に定めていない事項）

第28条 本認証契約に定めていない事項及び本認証契約の解釈適用に疑義が生じた事項

については、甲及び乙は、日本国の法令及び慣習に則り、誠意をもって協議のうえ、その解決を図るものとする。

(その他)

第29条 乙の業務規程に規定されているすべての条項は、本認証契約に適用される。

本認証契約の締結の証として本認証契約書2通を作成し、甲、乙各自捺印のうえ、それぞれその1通を保有する。

認証契約締結日 年 月 日

甲 住所	乙 東京都中央区日本橋蛎殻町 1丁目38番9号 宮前ビル7階
名称	一般財團法人日本繊維製品品質技術センター
代表者氏名	理事長 印

認証マーク等表示管理要綱

1. 目的

この要綱は、次に示す乙が認証した甲の製品に対し、甲が認証マーク等を表示する条件について定める。

認証が有効となった期日（認証契約を締結した期日）：

認証番号：

認証取得者の氏名又は名称及び住所：

日本産業規格の番号：

種類又は等級（定めのある場合）：

認証に係る製品の名称：

認証の区分：

認証に係る製造工場の名称及び所在地：

認証に係る産業標準化法の根拠条項：

2. 認証マーク等の表示

(1) 認証マークは、単色とし、直径○○mm以上の大さとする。

(2) 認証マークの下位に近接して日本産業規格の番号、日本産業規格に定めがある場合の種類又は等級及び乙の名称又は略称を表示すること。

3. 付記事項

認証マーク等の表示とともに、認証に係る日本産業規格に定められている表示事項及び乙が定める次の事項を表示すること。

- ① 認証番号
- ② 製造の時期又は製造番号
- ③ 製造業者名（又は略号）又は製造工場の名称（又は略号）

4. 表示単位は、製品ごと及び（又は）1包装ごととし、表示の方法は、印刷、刻印又は荷札の取付けとする。

